

(抜粋)

保医発 0630 第 2 号
令和 4 年 6 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う
特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第227号)が公布され、令和4年7月1日から適用されることに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和4年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」(令和4年3月4日保医発0304第10号)の一部改正について

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発 0304 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 <u>81 点</u> ロ 小白歯・前歯 <u>50 点</u> (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,052 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,315 点</u> 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>447 点</u> b 複雑なもの <u>826 点</u>	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大白歯 77 点 ロ 小白歯・前歯 48 点 (2) (略) 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1 個につき) 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 964 点 (2) 4分の3冠 1,205 点 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの 410 点 b 複雑なもの 759 点

ロ 5分の4冠	<u>1,039点</u>	ロ 5分の4冠	955点
ハ 全部金属冠	<u>1,308点</u>	ハ 全部金属冠	1,201点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>304点</u>	a 単純なもの	279点
b 複雑なもの	<u>604点</u>	b 複雑なもの	555点
ロ 4分の3冠	<u>747点</u>	ロ 4分の3冠	686点
ハ 5分の4冠	<u>747点</u>	ハ 5分の4冠	686点
ニ 全部金属冠	<u>936点</u>	ニ 全部金属冠	860点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23点</u>	a 単純なもの	22点
b 複雑なもの	<u>40点</u>	b 複雑なもの	38点
ロ 5分の4冠	<u>52点</u>	ロ 5分の4冠	50点
ハ 全部金属冠	<u>64点</u>	ハ 全部金属冠	61点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	14点	a 単純なもの	14点
b 複雑なもの	<u>30点</u>	b 複雑なもの	29点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>	ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	35点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	<u>36点</u>	ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	35点
ニ 全部金属冠	<u>47点</u>	ニ 全部金属冠	45点
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠(1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	<u>747点</u>	(1) 前歯	686点
(2) 小臼歯	<u>747点</u>	(2) 小臼歯	686点

(3) 大白歯	<u>1,039 点</u>	(3) 大白歯	955 点
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>36 点</u>	(1) 前歯	35 点
(2) 小臼歯	<u>36 点</u>	(2) 小臼歯	35 点
(3) 大白歯	<u>52 点</u>	(3) 大白歯	50 点
M010-4 根面被覆 (1 歯につき)		M010-4 根面被覆 (1 歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>447 点</u>	イ 大白歯	410 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>304 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	279 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>23 点</u>	イ 大白歯	22 点
ロ 小臼歯・前歯	14 点	ロ 小臼歯・前歯	14 点
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>1,166 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	1,071 点
2 銀合金を用いた場合	<u>103 点</u>	2 銀合金を用いた場合	99 点
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>1,505 点</u>	イ 大白歯	1,383 点
ロ 小臼歯	<u>1,134 点</u>	ロ 小臼歯	1,042 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大白歯・小臼歯	49 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>905 点</u>	イ 前歯	831 点
ロ 小臼歯	<u>1,134 点</u>	ロ 小臼歯	1,042 点
ハ 大白歯	<u>1,505 点</u>	ハ 大白歯	1,383 点

(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	63 点
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	63 点
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	63 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤 (1 個につき)		M020 鑄造鉤 (1 個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,363 点</u>	イ 大・小臼歯	1,249 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,109 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	1,016 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,109 点</u>	イ 大臼歯	1,016 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>852 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	780 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>656 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	601 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,204 点</u>	イ 大・小臼歯	1,106 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>941 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	865 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>826 点</u>	イ 大臼歯	759 点
ロ 犬歯・小臼歯	<u>718 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	660 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>666 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	612 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1 個につき)		M021 線鉤 (1 個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>652 点</u>	(1) 双子鉤	599 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>504 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	463 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1 個につき)	

<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 <u>333 点</u></p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 <u>359 点</u></p> <p>(3) 大臼歯 <u>413 点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 <u>826 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>604 点</u></p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 <u>40 点</u></p> <p>ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u></p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,930 点</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>	<p>1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合</p> <p>(1) 前歯 306 点</p> <p>(2) 犬歯・小臼歯 330 点</p> <p>(3) 大臼歯 380 点</p> <p>2 (略)</p> <p>M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1 歯につき） キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。)</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）</p> <p>イ 大臼歯 759 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 555 点</p> <p>(2) 銀合金</p> <p>イ 大臼歯 38 点</p> <p>ロ 小臼歯・前歯 29 点</p> <p>(キーパー)</p> <p>1 個につき 233 点</p> <p>M023 バー（1 個につき）</p> <p>1 鑄造バー</p> <p>(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,773 点</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>M030 (略)</p>
--	--